

## 第 8 号議案

小城市史跡の指定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 26 年 6 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

### 提案理由

小城市文化財保護条例第 32 条に基づき、小城市史跡を新たに指定したいので別紙のとおり提出する。

小文第 号  
平成 26 年 月 日

小城市文化財保護審議会  
会長 岩松要輔 様

小城市教育委員会

### 小城市史跡の指定について（諮問）

時下、貴職におかれましては益々ご健勝のことと存じます。また、日頃から本市の文化財保護につきましてはご指導とご鞭撻を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび下記の文化財につきまして小城市文化財保護条例第 32 条に基づき小城市史跡として指定したいと存じますので、別紙の項目について調査、審議して頂き、指定にふさわしいものかどうか答申をお願いいたします。

### 記

文化財名（所有者及び管理者）

祥光山星巖寺 （星巖寺 代表役員 相浦信哉）  
（小城市）

(別紙)

- 1 文化財の種別
- 2 文化財の名称及び員数
- 3 文化財の所在の場所
- 4 文化財の所有者又は権原に基づく占有者の氏名又は名称及び員数
- 5 文化財の構造、型式、材質、大きさ、重さ、銘、その他の特徴
- 6 文化財製作の年代
- 7 文化財に関する由来、伝承等
- 8 その他参考となるべき事項
- 9 審議会の意見
- 10 添付書類(1)位置図 (2)写真 (3)指定の承諾書等

## 文化財の概要

1 種 別	史跡
2 名称及び員数	しょうこうざんせいがんじ 祥光山星巖寺
3 所在地	小城市小城市小幡田 3111-3、3112、3116-1
4 所有者の氏名及び住所	小城市三日月町長神田 2312-2 小城市 小城市小幡田 3106 星巖寺 代表役員 相浦信哉
5 概 要	

星巖寺は小幡鍋島家の菩提寺である。中国より隠元禅師によって日本へ伝えられた黄檗宗の寺院で、祥光山と号し、大本山黄檗宗萬福寺（京都府宇治市）の末寺である。山号寺名は小幡藩主初代鍋島元茂の法名“祥光院殿月堂善珊大居士”および二代直能の法名“弘徳院殿星巖元晃大居士”からきている。二代直能が初代元茂の菩提を弔うため貞享元年（1684）に発願し、三代元武が元禄三年（1690）に黄檗宗第三十四世潮音禅師を開山として建立した。境内には現在、楼門、開山堂、報恩堂（位牌堂）、回廊、五百羅漢像、墓所が遺存しており、部分的には雑木を含む樹木が繁茂している状況である。小幡藩主十一代のうち、三代元武・六代直員・九代直堯の三名を除いて各代の位牌が報恩堂に安置されており、裏手の墓所には歴代の墓石もあるが現在は無住寺となっているため、その管轄は隣接する真照寺に委ねられている。但し、現存するいずれの建物についても経年劣化等により損傷が進んでいる状況にある。

小幡藩主の菩提寺として寺勢を誇っていたことは、現在の寺地を占める環境や江戸時代の古図からも窺い知ることができる。

境内地に現存する楼門、五百羅漢、墓所等は以下のとおり史跡や重要文化財に指定されている。

昭和 40（1965）年 7 月 23 日 「星巖寺楼門」佐賀県重要文化財

平成 20（2008）年 2 月 6 日 「附 棟札二枚」が佐賀県重要文化財追加指定。

平成元（1989）年 3 月 7 日 「石造五百羅漢像」小城市重要文化財

平成 6（1994）年 3 月 17 日 「肥前小幡藩主鍋島家墓所 星巖寺」小城市史跡

平成 19（2007）年 3 月 14 日 「星巖寺御霊屋 1 棟」佐賀県重要文化財（四代藩主元延墓）

三代、六代、九代の墓所は三日月町岡本の玉毫寺にあり、平成 20 年 2 月 1 日付けで「肥前小幡藩主鍋島家墓所 玉毫寺」として、小城市史跡に指定されている。

以上のとおり、祥光山星巖寺は小幡地域にとって歴史的に重要な場所であると共に、小幡の成り立ちを知るうえで貴重である。

### 参考文献

『小幡町史』（1974）小幡町史編集委員会 小幡町

『祥光山星巖寺』（1991）小幡町文化財調査報告書第九集 小幡町教育委員会

『星巖寺楼門保存修理工事報告書』（1991）財団法人文化財建造物保存技術協会 小幡町

『黄檗僧と鍋島家の人々 小幡の潮音・梅嶺の活躍』（2008）井上敏幸 佐賀大学地域学歴史文化研究センター

『小幡歴史読本』（2012）小幡郷土史研究会 小幡町教育委員会